

令和6年3月22日
永平寺町規則第16号

永平寺町地域公共交通会議運営規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

福井県吉田郡永平寺町長 河合永充

永平寺町地域公共交通会議運営規則の一部を改正する規則

永平寺町地域公共交通会議運営規則(令和5年永平寺町規則第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び運賃・料金等」を削り、同条第2号中「旅客から収受する対価」を「態様」に改める。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(分科会)

第6条 交通会議は、交通会議の運営に当たって必要な事項を処理する場合、分科会を置くことができる。

2 分科会は、次に掲げるものとし、その組織、運営その他必要な事項は、別に定めるものとする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に定める運賃協議部会

(2) その他、必要があると会長が認める場合

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。